

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在の会社B（以下「会社」という。）C事業所に採用され、夜間の生産ライン作業に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日にペレット投入コンベアの前で空のドーリーを積み上げる作業を行っていたところ、他の作業員が移動させたドーリーが落ちて飛び跳ね請求人にぶつかり負傷（以下「本件負傷」という。）した。請求人は、同日にDクリニックに受診し「両手関節打撲、左アキレス腱不全断裂の疑い」と診断され、翌日にE整形外科に受診し「左足関節挫傷、両手関節挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同院にて加療を続けた。

請求人は、本件傷病は業務によるものであるとして、監督署長に対し療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、業務上の災害と認定し、療養補償給付及び平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間の休業補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、監督署長に対し平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、休業の必要性が認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査

請求について決定がないことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間の休業補償給付の請求に対して、これを支給しないこととした監督署長の処分が妥当なものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) まず、労災保険制度において傷病が「治る」すなわち「治ゆ」とは、社会一般で理解されているいわゆる「完治」又は「全快」を意味するものではなく、疼痛などの慢性症状が持続していても、更なる医療効果を期待し得ない状態(症状固定)に至ったときとされている。

そこで、本件傷病の状態をみると、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月以降、背部痛、左足痛により内服、湿布、軟膏にて加療している。X線検査は施行していない。平成○年○月症状固定と考えられる。」と述べている。さらに、上記意見書を受領した監督署が、確認のため発出した同医師への平成○年○月○日付け「意見書の提出依頼について」に対して、同医師は、同月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月症状固定と考えられる。背部痛、左足痛にて内服と湿布等の加療を継続している。」と前回と同旨の意見を述べている。また、この点についてG医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「平成○年○月より治療を開始し、現在外用薬、内服薬が投与されているものの、積極的な治療は行われていない。すでに症状固定の時期にあるものと考えられる。」と述べている。したがって、当審査会

としては、両医師の意見は妥当であり、請求人の症状及び治療経過からみて本件傷病は平成〇年〇月頃には症状固定に至っていたものと判断する。

(2) 次に、請求人は、一部就労を再開したが、本件傷病部位（左足、両手）及び背部の痛みが悪化し、平成〇年〇月中旬頃から完全に休業するに至ったとして、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間の休業補償給付を請求し、これを認めないのは不当である旨主張していることから、検討すると、以下のとおりである。

労災保険制度においては、休業補償給付は労働者が業務上の負傷又は疾病による「療養のため労働することができない」ために賃金を受けられない場合に支給することとされているところ、「療養のため労働することができない」とは、傷病治療のため医師より安静を命じられた場合、同治療上の目的から医師より就労を禁止された場合、同治療のための通院により労働できない場合等を意味するものであり、療養中であっても軽作業なら就労しうる場合には、単に負傷前の作業に就けないことをもって労働することができないとするものではないと解することが相当である。

そこで、請求人の本件負傷後の経過をみると、請求人は、本件負傷から約2か月間休業した後、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの3か月間は就労し、その後も全休業等をはさんで平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの1か月間は就労するなど、就労と休業を繰り返しているものである。この点について請求人は、平成〇年〇月〇日実施の電話聴取書において、要旨、「昨年（平成〇年）〇頃、会社にリハビリも兼ねて出勤するよう求められた。軽作業と言われたが、座ってできる作業ではなく、10kg程度の重量物を扱う作業をさせられた。足も腫れ背中も痛み、そのために仕事ができずに休みが増えた。」と答えている。また、請求人は、平成〇年〇月〇日実施の聴取書において、要旨、「医師から軽作業なら可能だと言われていたが、夜間の作業では軽作業といえる作業はないのが現状で、昼間の作業とは賃金がだいぶ違うので、自分としては夜間の作業に就きたいと思っている。」と申述している。しかし、上記のとおり、治ゆ（症状固定）の判断は、従前の作業に従事可能であるか否かにより決定されるものではないところ、F医師は、平成〇年〇月〇日付け「症状の照会（第1回）に対する回報」において、「就労については同年〇月頃から軽作業は可能と思われる。」と明確に回答している。請求人の症状については、他

覚的所見も明らかではなく、また、請求人は一部就労していたとの事実からみて、当審査会としては、請求人の本件傷病は平成〇年〇月頃には休業を要さない軽作業可能な状態に至っているものと判断する。

- 3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降の休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。